

仙台基署発 0917 第 1 号  
令和 7 年 9 月 17 日

一般社団法人 宮城県産業資源循環協会長 殿

仙台労働基準監督署長

産業廃棄物処理業における労働災害防止に向けた取組強化について  
(緊急要請)

日頃より労働行政の運営に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、産業廃棄物処理業における令和 6 年の休業 4 日以上の死傷者数は、当署管内におきまして 22 人と前年比で 5 人の減少（県内では 45 人で前年比 2 人減少）となりました。

しかしながら、令和 7 年 6 月末時点の当署管内における産業廃棄物処理業の休業 4 日以上の死傷者数は、前年同期比 11 人増の 18 人と大幅な増加（2.6 倍増）となっており、また今年 4 月には当署管内の産業廃棄物処理施設内でベルトコンベアに巻き込まれて死亡するという痛ましい死亡災害が発生しました。さらに 5 月に発電設備に付属するタンクにエアを充填する作業を行っていたところ、タンクが破裂し手に重傷を負う災害が発生するなど、重篤な災害が続発しており極めて憂慮すべき事態となっております。

最近発生した死亡災害を含む重篤な災害等の要因をみると、機械設備等の危険な箇所に囲い・覆い等が設けられていない等の不安全状態が放置されていたり、労働者が危険個所に立ち入る、作業手順書の手順通りに作業を行っていないなどの不安全行動が常態化されているもの、労働者に対する安全衛生教育やリスクアセスメントが不十分な状況が見られます。

また、小型移動式クレーンでの荷の積み込み及び積み下ろし作業時に荷に挟まれたり、荷台から転落するなどの災害が多発しており、その背景として依頼主との連絡調整が不十分であったり、作業計画が作成されていないことが要因となっております。

当署といたしましては、これ以上の労働災害続発を止めるために、安全衛生の基本的取組である「不安全状態」の解消、「不安全行動」の防止への取組を管理者のみならず、労働者個々人も自覚して安全衛生取組の徹底を図る必要がある

と考えるところです。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項を含め労働災害防止に向けた取組を強化いただきますとともに、傘下会員事業場への周知について、特段の御配慮をいただきたく要請いたします。

## 記

- 1 機械設備等の危険箇所の覆いや安全装置の確認、職場内の基本ルールの遵守状況について総点検を実施すること。特に機械等における清掃、検査、調整時等の運転停止については、清掃等の程度を問わず運転を停止することが法で定められているので、関係労働者等に周知すること。
- 2 現行の作業手順書（安全作業マニュアル等）が、現在行われている作業状況等に適切に対応したものであるか、適切にリスクアセスメントを行い必要な安全対策等が網羅されているか及び当該作業手順書等が遵守されているか等について確認すること。
- 3 移動式クレーン等で荷を積み込み又は積み下ろす作業においては、あらかじめ依頼主との連絡調整を行い、機械の能力、荷の形状及び重量、作業人員、運転者、玉掛者、合図者、作業場所の広さなどについて確認を行い、作業の状況に応じたものを作成し、関係労働者に周知を行うこと。
- 4 安全衛生意識や危険感受性等の向上に資する効果的な安全衛生教育を実施に努めること。特に新規に雇入れる労働者及び未熟練労働者に対して、機械等の危険性及びこれらの取り扱い方法、作業手順、事故時における対応などについて定期及び随時に安全衛生教育を実施すること。
- 5 熱中症対策のため、作業時間の確保が難しく、作業手順の短縮や省略行動、単独での作業などの不安全行動が労働災害の発生要因となるため、巡視などを徹底し、労働者の不安全行動を無くすこと。

以上

